

福岡県中小企業DX推進事業実施要領

(事業の目的)

第1条 この事業は、県内の中小企業者が直面する人手不足等の経営課題を解決するため、業務プロセス・ビジネスモデルのDX・生産性向上に係る取組みを、福岡県が支援することにより、中小企業者の収益力、競争力を高め、もって地域経済の成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合をいう。「DX」とは、従来の業務プロセスやビジネスモデルを、デジタル技術を活用し変革することをいう。「生産性向上」とは、生産、サービス及び事務の業務プロセスにおける省力化及び合理化をいう。

(対象事業者)

第3条 この事業の対象となる中小企業者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 福岡県内に本社又は主たる事業所を有すること
- (2) DX・生産性向上に対する高い意欲を有すること

2 前項に該当する企業であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は対象から除外する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団と密接な関係を有するもの

(対象事業)

第3条の2 支援の対象事業は、既存の業務プロセス・ビジネスモデルのDX・生産性向上を目的とし、支援を受ける中小企業者が主体的に取り組む事業とする。ただし、農林水産業の栽培に関することなど、取組内容によっては支援できない場合がある。

(支援の流れ)

第4条 支援を希望する中小企業者は、「DX・生産性向上支援申込書」（様式第1号）及び「誓約書」（様式第2号）を、事業委託機関である福岡県中小企業DX推進センター（以下「センター」という。）に提出しなければならない。

2 センターは、前項による要請を受けたときは、当該要請をした中小企業者に対して、中小企業診断士等の専門家（以下「診断スタッフ」という）を派遣して、中小企業者の現状を診断し、当事業によって解決を図ろうとする課題を明確化する。

- 3 センターは、診断スタッフの診断結果に基づき、支援の可否を決定し、中小企業者に対して「DX・生産性向上支援決定通知書」(様式第3号の1)、「DX・生産性向上支援不可決定通知書」(様式第3号の2)により決定内容を通知する。
- 4 センターは、支援を決定した中小企業者に対し、前項による診断結果に基づき、適任と思われるアドバイザーを選定し、派遣する。アドバイザーは中小企業者と相談を行った上で、「DX・生産性向上支援計画書」(様式第4号)を作成し、センターに提出する。

(支援の費用)

第5条 中小企業者が支援を受ける費用は無料とするが、支援の中で必要となる材料費等の経費は、支援を受ける中小企業者(以下「支援対象企業」という)が負担するものとする。

(支援の条件)

- 第6条 センターは、支援回数に上限を設けず、支援対象企業にDX・生産性向上の取組みが定着するまで支援を行うものとする。ただし、公序良俗に反する行為が明らかになった場合や、アドバイザーがDX・生産性向上の見込みがないと判断したときには、支援を打ち切ることがある。
- 2 アドバイザーによる支援は、原則として、土・日曜日、祝日、年末年始をのぞく9時から17時の時間帯に行うものとする。
 - 3 アドバイザーによる支援は、原則として、県内の施設内に限る。
 - 4 センターは、継続中の支援が完了するまでは、同一企業の新たな支援申込みは受け付けない。ただし、申込み内容の推進体制が継続中の支援事業の推進体制と異なり、かつ、センターのアドバイザーも異なる場合は例外とする。

(診断スタッフ、アドバイザーの責務)

- 第7条 診断スタッフ及びアドバイザーは、支援対象企業の要請に応じて、誠実に責務を遂行すると共に、支援の過程で知り得た支援対象企業の情報を他に漏らしてはならない。
- 2 アドバイザーは、支援した都度、「DX・生産性向上支援報告書」(様式第5号)を作成し、センターに提出するものとする。

(支援の中止)

第8条 支援対象企業は、自己の都合によりアドバイザーの支援によるDX・生産性向上の取組みを中止するときは、速やかに「DX・生産性向上支援中止願い」(様式第6号)を提出するものとする。

(報告書等の提出)

第9条 支援対象企業は、アドバイザーによる支援終了後、速やかに「DX・生産性向上支援完了報告書」(様式第7号)を提出するものとする。

(事後評価及び成果の確認)

第 10 条 センターは、前条に基づき提出された報告書等により、支援内容について評価を行うとともに、一定期間経過後に支援対象企業に対してヒアリング等を行うことにより、随時事業成果の把握に努めるものとする。

2 支援対象企業は、センターと福岡県が支援の経過や成果の情報共有を行うことを了承すること。

(成果の普及)

第 11 条 支援対象企業は、自社の D X ・生産性向上の取組みについて、センターから情報提供を求められたときには、事例集への掲載や事例発表について、可能な範囲で協力しなければならない。また、他の中小企業から当該取組みに対して問合せがあったときには、真摯に対応しなければならない。

(押印の省略)

第 12 条 次の各号に掲げる手続きについては、代表者が署名した場合は、当該様式への押印を省略することができる。

(1) 第 4 条第 1 項に定める「D X ・生産性向上支援申込書」(様式第 1 号)

(2) 第 4 条第 1 項に定める「誓約書」(様式第 2 号)

2 次の各号に掲げる手続きについては、代表者が署名した場合又はセンター長に申請・登録済の電子メールアドレスより編集不可の電子ファイルを送信する場合は、押印を省略することができる。

(1) 第 8 条に定める「D X ・生産性向上支援中止願い」(様式第 6 号)

(2) 第 9 条に定める「D X ・生産性向上支援完了報告書」(様式第 7 号)

附則

この要領は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。